

ご案内

山形県 経営改善支援センター

中小企業・小規模事業者の
経営改善計画策定を支援します。

経営改善支援センターは、中小企業基盤整備機構より委託を受けて、県内中小企業の再生に向けた取り組みを支援する事業です。直接の融資は行っておりません。通常資金繰り相談は、お取引の金融機関へお願いします。

■お問い合わせ先

山形県経営改善支援センター

〒990-8580 山形市城南町1-1-1
霞城セントラル13階 「山形県企業振興公社」内
TEL.023-647-0674 FAX.023-646-7274

■ホームページ <http://www.ynet.or.jp>
■代表メール saisei@ynet.or.jp



公益財団法人
山形県企業振興公社
(山形県中小企業再生支援協議会)

申請時の必要書類

1. 事業利用申請書
2. 申請者の概要
3. 自己記入チェックリスト
4. 業務別見積明細
5. 申請者の履歴事項全部証明書(登記簿謄本)
6. 認定支援機関証書の写し
7. 認定支援機関ごとの見積書及び単価表
8. 申請者の直近3年分の申告書(策定費45万円以下は不要)
9. 工程表(ガントチャート)(策定費45万円以下は不要)
10. 主要金融機関の確認書面

山形県経営改善支援センターとは??

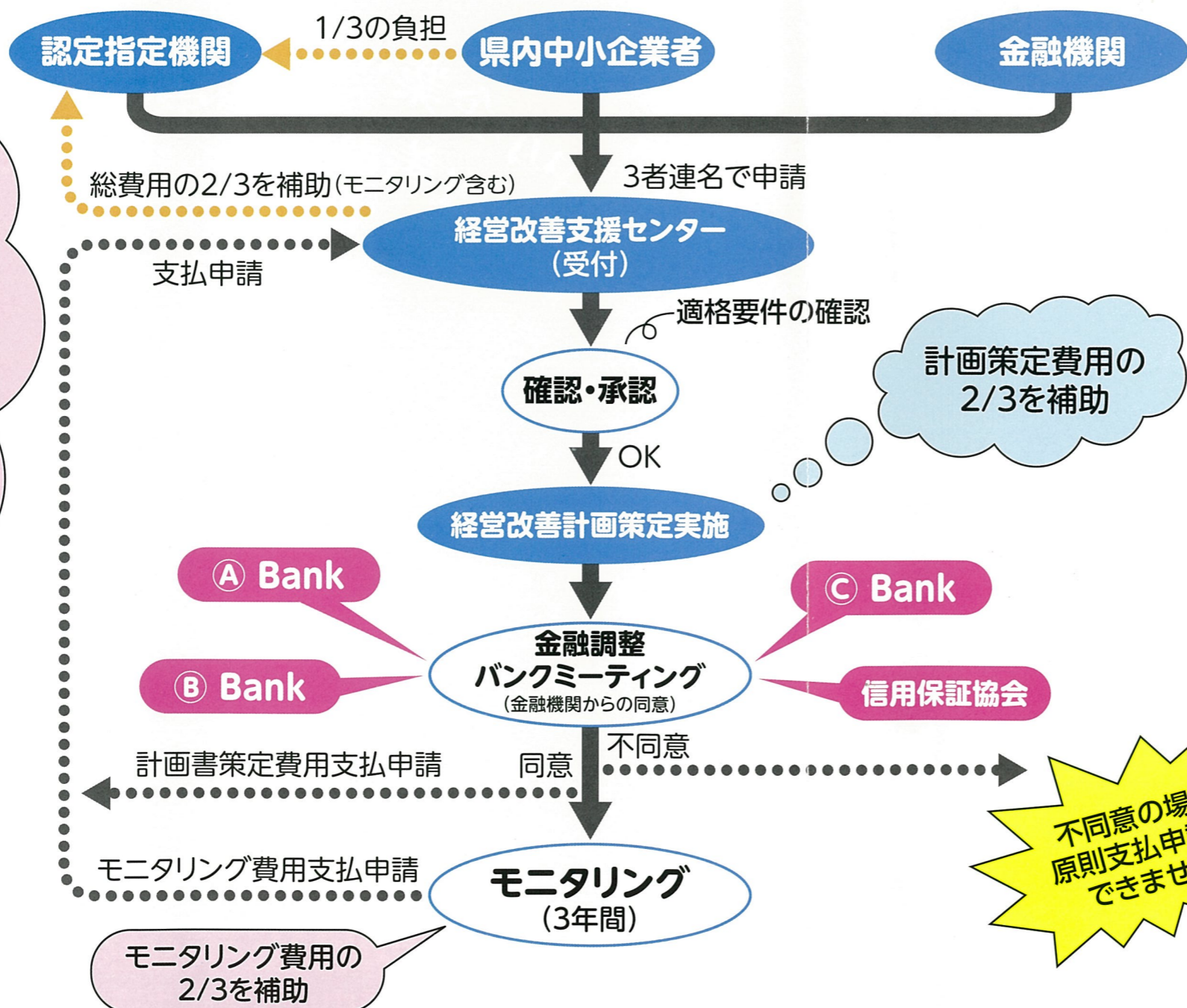
借入金の条件変更や新規融資などの金融支援が必要な中小企業・小規模事業者のみなさまが、国の認定を受けた外部専門家(認定支援機関)の支援を受けて経営改善計画を策定する場合、経営改善計画策定支援に要する費用について、総額の2/3(上限200万円)まで負担します。中小企業再生支援協議会に新設した経営改善支援センターで相談・申込を受け付けています。

支払申請時の必要書類

1. 支払申請書
2. 自己記入によるチェックリスト
3. 業務別請求明細書
4. 認定支援機関ごとの請求書類
5. 申請企業との契約書
6. 申請者費用負担額の支払いを示す領収書
7. 従事時間管理表
8. 金融機関からの同意書

対象要件

- 借入金の返済条件変更や返済条件変更を前提とした新規融資などの金融支援が必要な事業者に限られます。
- 策定された経営改善計画はすべての金融機関(保証協会含む)の同意が必要となります。
- 経営改善計画策定後3年間はモニタリングが必要です。



秘密厳守

ご相談の内容は秘密厳守して対応します。

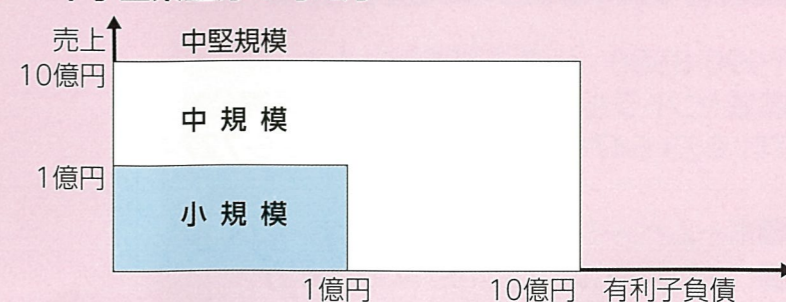
経営改善支援センター

モニタリングを含む経営改善計画支援費用の総額

中小企業の区分	企業規模	費用負担の対象となる計画策定支援費用の総額(モニタリングを含む)
小規模	売上1億円未満かつ有利子負債1億円未満	100万円以下(うちモニタリング費用は総額の1/2以下)
中規模	売上10億円未満かつ有利子負債10億円未満(小規模を除く)	200万円以下(うちモニタリング費用は総額の1/2以下)
中堅規模	売上10億円以上または有利子負債10億円以上	300万円以下(うちモニタリング費用は総額の1/2以下)

※平成25年7月10日以降、経営改善支援センターから受理通知を発行する申請案件が対象

中小企業区分の考え方



不同意の場合原則支払申請はできません